入 札 条 件

1　入札にあたって

(1) 産業廃棄物の搬入を予定する処分業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第６項の規定による汚泥の産業廃棄物処分業の許可を有する者で、できるだけ四日市市の入札参加資格者名簿に登録されているもの。）を選定し、入札書に住所及び氏名（社名）を記載すること。

※処分業者が未記載の場合および産業廃棄物処分業の許可を有することが確認できない場合は、無効とする。

(2) 本委託業務の遂行にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）」を遵守すること。

(3) 産業廃棄物の処理に係る業務の再委託は、原則禁止とする。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

受託者は、管又は排水施設の清掃に使用する吸引車、高圧洗浄車及び給水車をすべて所有していなければならない。なお、「所有する」には、割賦販売契約による所有権留保、又はリース契約を含むものとする。

（例）機械清掃業務を行う上で必要となる汚泥吸引車両（廃棄物処理法の許可を得ている車両）を所有していない場合は、

- 受託者がリース等で汚泥吸引車両を手配し、廃棄物処理法の許可手続きを行ったうえで清掃・運搬を行う
- 受託者が汚泥吸引機械で清掃を行い、廃棄物処理法の許可を得ている車両で運搬を行う　など

受託者は廃棄物処理法の定めに従い、本委託業務を遂行すること。

※　廃棄物処理法の許可手続きを行う場合は、本委託業務の作業が滞ることがないようにすること。

2　契約について

(1) **入札額が予定価格の範囲内の者のうち、最も安価な者を落札者とする。**

なお、最も安価な者が２者以上あった場合は、抽選により落札者を決定する。

(4) 処分業務にかかる契約は、予算の範囲内において、落札者により選定された産業廃棄物の搬入を予定する処分業者と随意契約する。なお、契約金額は１ｔ当たり単価とし、このことについて、入札日までに処分業者に説明等を行うとともに、産業廃棄物処分業の許可を有することについて確認をとっておくこと。

(5) 落札者は、処分業務にかかる処分業者が市の入札参加資格を保有していない場合、見積書、契約書等を後日提出すること。

処分業務にかかる処分業者が市の入札参加資格を保有している場合、後日、調達契約課から見積依頼を行うので、その旨の説明を行っておくこと。

3　その他

(1) **落札者は、落札後７日以内に、管又は排水施設の清掃に使用する吸引車、高圧洗浄車及び給水車について、所有を証明する書類、割賦販売契約書又はリース契約書のいずれかの書類（写し）を提出すること。期間内に提出がない場合は、契約を締結しないものとする。**

(2) 落札者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第１項の規定による汚泥の産業廃棄物収集運搬業許可証（写）を提出すること（契約書に添付すること）。